

令和元年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

指摘内容	講じた措置
<p>公益財団法人鳥取県畜産振興協会（所管課：農林水産部農業振興戦略監畜産課）</p> <p>○ 堆肥販売等に係る現金収入について、収入手続が遅延していた。</p> <p>・概要：農業者向けの堆肥販売、鳥取県家畜人工授精協会からの調査料収入について現金で受け取り、現金領収書を発行していたが、その日に収納せず翌月に1月分まとめて収入伺を行っていた。</p> <p>・不適正の原因：団体の担当者の経理規程の認識不足及び上司の進行管理不足</p>	<p>現金領収した際は、その日のうちに収入伺を作成起案することの徹底を要請した。</p> <p>併せて、毎日の業務終了時に、現有現金、現金出納簿、現金領収書及び収入伺を突合確認することの徹底を要請した。</p>
<p>公益財団法人鳥取県栽培漁業協会（所管課：農林水産部水産振興局水産課）</p> <p>○ 生産品販売代金に係る違約金について、徴収していないものがあった。</p> <p>・県の例による場合の違約金未徴収件数：16件</p> <p>・県の例による場合の違約金額：63,576円</p> <p>・不適正の原因：団体の担当者及び上司の認識不足</p>	<p>公益財団法人栽培漁業協会経理規程では、売買、賃借、請負その他の契約は、原則として鳥取県会計規則の規定の例によるものとしており、生産品販売契約書では「指定期日までに販売代金を支払わない場合には、指定期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納金額につき2.7%の割合で計算した額の違約金を支払わなければならない。」としている。未納金額に対する督促は継続的に行っていたが、該当の養殖業者は、財政基盤が小さく資金繰りが苦しいため、違約金までは徴収できなかったものである。</p> <p>違約金の未徴収をなくすため、未納金額と違約金の管理を徹底し、確実に記録することを要請するとともに、より簡単に督促を行えるように、督促状の様式を定めた。</p>
<p>公益財団法人鳥取県畜産振興協会（所管課：農林水産部農業振興戦略監畜産課）</p> <p>○ 消耗品等に係る支払について、支払事務が遅延していた。</p> <p>・概要：請求書を受領し、支出伺（支出仕訳書、支出伝票）を行うことなく、その日のうちに現金で支払っていた。現金支出後、翌月に1月分まとめて支出伺を行い処理していた。</p> <p>・不適正の原因：団体の担当者の経理規程の認識不足及び上司の進行管理不足</p>	<p>請求書を受領した際、担当者の経理規程の認識不足及び上司の進行管理不足のため、支出伺を行わず現金による支払を行っていたほか、翌月にまとめて支出伺を起案していた。</p> <p>現金支払の際は、その日のうちに支出伺を作成起案することの徹底を要請した。</p> <p>併せて、毎日の業務終了時に、現有現金、現金出納簿、現金領収書及び収入伺を突合確認することの徹底を要請した。</p>
<p>公益財団法人鳥取県畜産振興協会（所管課：農林水産部農業振興戦略監畜産課）</p> <p>○ トラクターの購入について契約書を作成していなかった。</p> <p>・概要：牛舎の増設に伴い作業用のトラク</p>	<p>農作業車両を購入した際、担当者の経理規程の認識不足及び上司の進行管理不足のため、契約書を作成しなかった。</p> <p>経理規程の確認を徹底することを要請した。</p> <p>なお、令和2年6月10日に購入契約したディス</p>

指摘内容	講じた措置
<p>ターが不足していたため、業者からデモ機を一台利用した。値引きもあり、そのまま現物を購入したため、契約書を作成していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正の原因:団体の担当者の経理規程の認識不足及び上司の進行管理不足 	<p>クモア(牧草刈取機)1,463千円は契約書を作成している。</p>
<p>公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団(所管課:農林水産部森林・林業振興局林政企画課)</p> <p>○ 森林施業プランナー協会認定一次研修に係る委託契約について、契約書を作成していなかった。</p> <p>・概要:財団では、森林施業プランナーの認定にあたって、森林施業プランナー協会が認定する一次研修を県内で開催することとしている。研修は、外部委託によることとしているが、委託先との間で契約書を作成していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正の原因:団体の担当者及び上司の契約規程の認識不足 	<p>財団の担当者及び上司の契約規程の確認不足により、森林施業プランナー協会認定一次研修に係る委託契約書の作成をしていなかった。</p> <p>令和2年度委託契約において、契約書を作成した。</p> <p>また、財団内で指摘内容について情報共有するとともに、主査・副査で確認を徹底するよう指示を行った。</p>
<p>とっつりの森を守り木を活かす会(所管課:農林水産部森林・林業振興局林政企画課)</p> <p>○ 協定書の業務仕様書に定める監査する者について、規定された人数を任命していなかった。(二十一世紀の森)</p> <p>・概要:業務仕様書には業務の執行及び財産の状況の監査について、2人以上の者に行わせることになっているが、1人しか任命していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正の原因:団体の担当者及び上司の協定書等の認識不足 	<p>会の担当者及び上司の協定内容の認識不足により監査2人以上を任命すべきところ1人のみ任命していた。</p> <p>令和2年8月に新たに監査1人を任命した。</p> <p>また、指摘内容について情報共有し、確認を徹底するよう指示を行った。</p>
<p>公益財団法人鳥取県教育文化財団(所管課:地域づくり推進部文化財局文化財課、とっとり弥生の王国推進課、教育委員会社会教育課)</p> <p>○ 自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可を指定管理者が行っていた。(大山青年の家)</p> <p>・概要:指定管理者が設置業者と契約を締結し、自動販売機を設置している。県が行っていた手続に倣い、許可権限のない行政財産の使用許可と、それに伴う使用料の徴収を行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正の原因:団体の担当者及び上司の協定書の認識不足 	<p>自動販売機の設置については、指定管理協定書の仕様書4(3)イに規定された指定管理者の業務範囲であり、自動販売機設置業者と再委託契約を締結している。自動販売機設置料についても再委託契約に規定し徴収すべきところであるが、県が直営で運営していた頃に行っていた行政財産の目的外使用許可手続に倣い、誤って行政財産使用許可を行い、行政財産使用料という名称で設置料の徴収を行っていた。</p> <p>指定管理者が行った行政財産使用許可は、許可権限のない者が行った許可であるため無効である。設置料については、別途自動販売機設置業者と締結している再委託契約に規定し、平成31年度当初に遡って契約し直すことを指示した。指定管理者で対応済である。</p>
<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構(所管課:商工労働部産業振興課)</p> <p>○ 取得した金融資産(九州電力債及び北海道</p>	<p>金融資産管理運用規程に基づき、取得した金融資産を取得直後の理事会において報告しなければ</p>

指摘内容	講じた措置
<p>電力債)について、理事長による取得承認後、最初に招集された理事会において報告を行っていなかった。</p> <p>・概要：R1.5.24に取得した債権について、機構の金融資産管理運用規程においては、理事長が取得の承認をした日以降最初に招集される理事会において、運用責任者(常務理事)はその旨を報告しなければならない、と規定しているが、報告を行っていなかった。</p> <p>・不適正の原因：団体の担当者及び上司の金融資産管理運用規程の認識不足</p>	<p>ならないことについて、常務理事及び理事会担当職員の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>取得した金融資産については、令和元年11月15日開催の第6回理事会で報告を行った。</p> <p>また、令和2年9月4日に金融資産管理運用規程の内容について、常務理事、事務局長及び理事会担当職員間で周知を図った。</p>
<p>公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団 (所管課：農林水産部森林・林業振興局林政企画課)</p> <p>○ 会計帳簿について、総勘定元帳を整備していなかった。</p> <p>・概要：会計ソフトが故障し、使えなくなったため総勘定元帳を整備していなかった。</p> <p>なお、仕訳伝票は作成しており、財務諸表は手計算で作成していた。</p> <p>・不適正の原因：団体の担当者及び上司の会計処理規程の認識不足</p>	<p>会計ソフトが故障し使用できなくなったこと並びに財団の担当者及び上司の会計処理規定の認識不足により、総勘定元帳を整備していなかった。</p> <p>指摘を受けて、令和2年9月に総勘定元帳を作成した。</p> <p>また、財団において、令和3年度に会計ソフトの購入を検討する。</p>
<p>公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団 (所管課：農林水産部森林・林業振興局林政企画課)</p> <p>○ 役員等の報酬等について、支給基準を定めた規程を公表していなかった。</p> <p>・概要：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定により、役員等の報酬等の支給基準については、インターネットや事務所に常置するなどの方法で公表する必要があるが、いずれも行っていない。</p> <p>・不適正の原因：団体の担当者及び上司の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の認識不足</p>	<p>財団の担当者及び上司の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の認識不足により、役員等の報酬等の支給基準を定めた規程を公表していなかった。</p> <p>令和2年9月に財団のインターネットのホームページに「役員報酬規程」を掲載した。</p>

2 監査意見

意見内容	講じた措置
<p>1 コンベンション誘致のための情報収集について 交流人口拡大本部（所管課：観光交流局観光戦略課） ・監査対象：公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（出資、指定管理、補助金等）（指定管理：米子コンベンションセンター）</p> <p>公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）は、鳥取県の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、コンベンションの誘致、支援等を行うことにより、鳥取県におけるコンベンションの振興を図り、もって県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解の増進及び文化の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>コンベンションの誘致に当たり、新規案件については、まずコンベンションビューローが学術会議やスポーツ大会の主催団体本部から開催地決定方法や会場数等の情報を収集し、その中から県内開催の可能性のあるコンベンションについて、県内の支部（大学・高専やスポーツ団体等）と連携し誘致を行っている。また、県や市町村、大学等が関係団体のコンベンションの開催情報を取りまとめ、コンベンションビューローに情報提供も行っている。その他にも新規案件の情報は、全国のコンベンションビューローとの情報交換や県人会、商談会等への参加を通じて収集している。</p> <p>収集したコンベンション開催情報はデータベース化し、県内開催の見込みの高いものを抽出して団体訪問等を行うことで効果的に誘致セールスを行っている。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルスが流行している影響もあり、全国的に大型のコンベンションの開催が困難な状況となっている。そうした中においても、コンベンションの開催方法を工夫するなどにより誘致を行うとともに、今後、新型コロナウイルスが収束していく時期に備えて、コンベンションの主催者側の情報収集を継続するとともに、新規案件についても情報収集を十分に行う必要がある。</p> <p>については、県としても、引き続き有効にコンベンションの誘致が図られるよう、コンベンションビューローと連携を図り、コンベンションの主催者側と疎遠にならないよう繋がりを継続し、情報収集に努められたい。</p>	<p>コンベンションビューローは、主催団体への直接訪問だけでなく、全国のコンベンションビューローとの情報交換、県人会や商談会への参加により、コンベンション開催情報を収集している。収集した開催情報の中から、県内開催の見込みの高いものに対して誘致を行っている。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で、全国的に大型のコンベンションの開催が困難な状況となっているが、コロナ対策支援制度を新たに設ける等、コンベンションの開催方法を工夫し誘致を行っている。</p> <p>また、今後感染が収束していく時期に備え、引き続き効率的に誘致が図られるよう、情報収集を継続している。新型コロナウイルスの影響で、県外の主催団体への訪問が難しい場合には、電話やメールにより情報収集を継続し、コンベンション主催者との繋がりを継続している。</p> <p>また、定期開催される県・四市担当課長会議で、定期的に誘致状況やコンベンション開催方法について協議・情報共有しており、県としてもコンベンションビューローと連携しながら主催者側と疎遠にならないように努めている。</p>
<p>2 一般社団法人山陰インバウンド機構の事業成果の広報について</p>	<p>機構は、山陰エリアの広域的な観光誘客を図る</p>

意見内容	講じた措置
<p>交流人口拡大本部（所管課：観光交流局観光戦略課） ・監査対象：一般社団法人山陰インバウンド機構（補助金等）</p> <p>一般社団法人山陰インバウンド機構（以下「機構」という。）は、国が定める「観光地域づくり法人（広域連携DMO）」として、山陰の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、マーケティングを基礎に国内外に向けた山陰の情報発信、山陰の魅力を伝えるためのブランド作成・管理、地域の観光事業者等関係者の合意形成を行い、山陰への観光客の誘致及び国内外との交流を通じて山陰経済振興を図り、もって県内産業の振興、地域の活性化に寄与することを目的としている。</p> <p>機構では、鳥取・島根両県への広域的な観光誘客を図るため、エリア全体の戦略策定やマーケティング、コンテンツ開発等の着地整備を山陰両県、関係団体と連携し実施しており、2025年までに山陰エリアの外国人宿泊者数45万人の達成を目指し、商品造成、情報発信により国外における本県の認知度向上に取り組んでいる。その結果、本県の外国人延べ宿泊者数は、インバウンド機構設立時に比べ約8万人泊増加した。</p> <p>しかし、機構が実施した事業により、県内の観光消費額の増加や雇用促進等、どのような経済的な効果が生み出されたのかが県民に十分広報が行われていないと思われる。</p> <p>ついては、県は、機構の取組がどのような経済的な効果を生み出したのかを分析し、分かりやすく広報を行われたい。</p>	<p>ため、エリア全体の戦略策定やマーケティング、コンテンツ開発等を目的に事業を実施している。</p> <p>観光庁が公表している本県の外国人延べ宿泊者数は、機構設立時に比べ約8万人泊増加と機構の事業効果は観光庁のプレスリリース及びホームページ等で広く公表されている。</p> <p>また、機構の事業により得られた観光に関するデータ及びノウハウ等の事業成果は、セミナー及び機構のホームページにより誰でも参加・閲覧可能な状態で公開され、観光関係者等を中心に共有し各種観光事業に還元されている。</p> <p>上記の内容を今後も実施し、引き続き機構の事業成果の公表及び観光事業者等への還元に努めていく。</p>
<p>3 わらべ館の利用促進に向けた対応について 地域づくり推進部（所管課：文化政策課） ・監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（出資・指定管理・補助金等）（指定管理：童謡館）</p> <p>公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館は、多様化する県民の文化に対する要求に応えるため、童謡・おもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的として、童謡・唱歌やおもちゃに関する事業を行っている。</p> <p>わらべ館を訪れることにより、「童謡・唱歌のふるさと鳥取」への誇りと大切に思う心の育成に繋がるよう、県内の小学校にイベントカレンダーだけでなく体験プログラムを送付し周</p>	<p>わらべ館においては、小学生に童謡・唱歌やおもちゃの体験を通じて地域の文化や歴史を学ぶ機会を提供するための体験プログラムを実施しているが、利用の多くは東部地区の小学校に留まっている。</p> <p>わらべ館が学校に対し利用促進できるよう、令和3年4月に開催された県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会において、わらべ館実施「小学生体験プログラム」の事業についての紹介文書及びチラシの配布を依頼したり、5月開催の小中学校長会において配布された修学旅行実施等に向けた配慮に係る文書中に、行先例としてわらべ館を紹介いただく等、関係者が参集する機会を捉え、わらべ館の取組を紹介した。</p>

意見内容	講じた措置
<p>知に努めているが、県中・西部からの来館者が少ない状況がある。</p> <p>については、県としても、県内唯一の童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした特色のあるわらべ館に、小・中学校の社会科見学などで県中・西部からも来館してもらえるよう、魅力あるイベントの造成や教育委員会・学校関係者等にも、より積極的に働きかけるなど、更なる利用促進に努められたい。</p>	
<p>4 鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園の会議室の利用促進について</p> <p>地域づくり推進部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課）、生活環境部（所管課：緑豊かな自然課）</p> <p>・監査対象：公益財団法人鳥取県スポーツ協会（出資、指定管理、補助金等）（指定管理：鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園）</p> <p>公益財団法人鳥取県スポーツ協会は、鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園を指定管理者として管理している。</p> <p>今回実施した監査において現地を確認したところ、これらの施設内の会議室があまり利用されていない状況が見受けられた。</p> <p>各施設の会議室については、施設や設備を損なわない範囲の利用を認めており、例えば布勢総合運動公園ではヨガ教室などへ貸出を行った実績もある。しかし、これら施設に会議室が備わっていること自体が広く知られていないのが現状であり、多様な利用が可能であることについての広報も十分には行われていないと思われる。</p> <p>については、県は、鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園の会議室について、多様な利用が可能であることを含めて、今まで以上に広く周知し、利用促進を図られたい。</p> <p>また、今後、各施設の修繕を行われる際には、小規模なスポーツがしやすい構造等へ改修することについても検討されたい。</p>	<p>【スポーツ課】</p> <p>会議室利用が進まないことについては、PR不足が考えられる。</p> <p>また、壁や天井の改修、照明や感知器等の破損を避けるための設備保護に経費を要することから、小規模なスポーツへの転用を見送っていた施設もある。</p> <p>一部の施設で、ダンス系の利用者を取り込むための大型鏡、持ち運び式プロジェクター、リモート会議に対応できるモバイルルーターの整備や、民間企業への会議室利用促進PR等、利用促進に繋がる対策を講じた。</p> <p>会議室の目的外での利用については、費用対効果を勘案し、現時点では改修までは想定していないが、施設ごとに状況は異なるものの、アリーナ規模の大きな会場を使用しない利用（ヨガやストレッチ、ダンス等）の受入れは問題ないと考えており、指定管理者である県スポーツ協会又は施設のホームページ等での周知・PRを実施し、利用者を獲得していく。</p> <p>【緑豊かな自然課】</p> <p>会議室、研修室の利用については、陸上競技場本体や体育館アリーナで行う大会等の主催者が、それらの大会時にセットで会議室を利用することが多いため、会議室単独での利用促進をしづらい背景があり、適時のPRが難しかった。</p> <p>布勢総合運動公園では、より幅広い用途での利用を呼び込むため、液晶プロジェクターを新調したほか、リモート会議に対応できるモバイルルーターも導入し、利用促進に繋がる対策を講じた。</p> <p>また、会議室は、小規模なスポーツでも利用可能な造りであり、ヨガ教室やダンス等でも利用されているが、姿見を貸出設備として追加で導入したことで、個人のクラシックバレエやフラダンス等、利用の幅が広がった。</p> <p>今後も、施設のホームページ等での周知・PRを継続して実施し、利用拡大を図る。</p>

意見内容	講じた措置																																	
<p>5 放牧預託の需要増に対する対応について 農林水産部（所管課：農業振興戦略監畜産課） ・監査対象：公益財団法人鳥取県畜産振興協会（出資）</p> <p>公益財団法人鳥取県畜産振興協会は、鳥取県内における牧場経営を通じて、預託牛の適正飼育による生産性の向上、飼養コストの低減を図ることによって、畜産経営の安定と地域経済の発展に寄与し、県民に安心・安全な畜産物を安定的に供給することを目的として事業を行っている。</p> <p>乳用牛及び肉用牛の預託については、畜産農家からの要望が多く、平成28年度地方創生拠点整備交付金を活用し、和牛繁殖牛舎160頭分、乳用牛育成牛舎100頭分の施設整備を行い、平成30年度から稼働を始めている。</p> <p>県は、畜産農家の要望に応えるように放牧場の施設整備を順次進めてきているが、今回実施した監査において確認したところ、預託牛の受入については完全には対応できておらず、例えば乳用牛の場合、預託を希望する農家の預託希望頭数に対し、半分程度の受入にとどまっているという説明を受けた。</p> <p>預託頭数の増頭に当たっては、牧草地を施設用地に変更する必要性が生じることも想定され、老朽化した施設の改修も含め、放牧場の運営に支障が出ないようにする必要がある。また、堆肥処理の負担が増大するといった課題もある。</p> <p>については、県は、畜産農家の預託希望を把握した上で、今後どのような方策を行うのか方針を定め、畜産農家の経営支援に努められたい。</p> <p><預託実績> (期間：H31.2.1～R2.1.31)</p> <table border="1" data-bbox="183 1422 758 1534"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>鳥取</th> <th>河合谷</th> <th>大山</th> <th>俵谷</th> <th>計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">預託期間</th> <th>年間</th> <th>5～10月</th> <th>年間</th> <th>5～10月</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">預 託 延頭数</td> <td>乳用牛</td> <td>184,860</td> <td>—</td> <td>167,186</td> <td>20,850</td> <td>372,896</td> </tr> <tr> <td>肉用牛</td> <td>74,691</td> <td>5,810</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>80,501</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>259,551</td> <td>5,810</td> <td>167,186</td> <td>20,850</td> <td>453,397</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		鳥取	河合谷	大山	俵谷	計	預託期間		年間	5～10月	年間	5～10月		預 託 延頭数	乳用牛	184,860	—	167,186	20,850	372,896	肉用牛	74,691	5,810	—	—	80,501	計	259,551	5,810	167,186	20,850	453,397	<p>高い預託希望への対応として、鳥取放牧場に260頭分の牛舎を新規整備する等、令和元年には前年比8.6パーセントの預託増頭を行うことができたが、依然として預託希望が多いことは認識しているところであり、令和3年度にJAや大山乳業農協、鳥取県畜産振興協会等から現状や要望等を聞く機会を設け、今後の支援方針について検討していくこととする。</p> <p>なお、放牧場での更なる増頭に向けては、牛舎及び牧草地の用地の確保、老朽化施設整備経費の確保、増頭に合わせた人材の確保といった難しい課題がある。そのため、生産者が自ら牛舎等の施設整備をすることで放牧場への預託希望の緩和にも繋がるため、従来から国の畜産クラスター事業を活用して各生産者の牛舎整備を支援しているところであり、更に令和3年度予算では、肉用牛について、県費での上乗せ支援を行うこととしている。</p>
区 分		鳥取	河合谷	大山	俵谷	計																												
預託期間		年間	5～10月	年間	5～10月																													
預 託 延頭数	乳用牛	184,860	—	167,186	20,850	372,896																												
	肉用牛	74,691	5,810	—	—	80,501																												
	計	259,551	5,810	167,186	20,850	453,397																												
<p>6 林業労働者の確保及び担い手育成について 農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課） ・監査対象：公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（出資、補助金等）</p> <p>公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（以下「財団」という。）は、鳥取県内の林業労働者の福祉の向上と労働条件の改善を図るとともに、林業事業者の雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することを目的としている。</p> <p>そのため、私的年金制度に加入した林業労働</p>	<p>令和元年度の林業労働者共済年金掛金助成事業及び林業労働者年末一時金助成事業の加入労働者数は、平成30年度から減少している。</p> <p>県では林業労働者等に対する拠出掛金の助成や林業労働者に年末一時金を支給する林業事業者に対する給付金の助成等を行い、加入促進を図っているが、林業分野以外の中退共、建退共等の類似制度の活用や、独自に退職金、一時金制度を設けている事業体があることも要因と考えられる。</p> <p>県では、林業労働者の福利厚生の実、技術・技能の向上、労働安全衛生環境の整備のために、全国的に見てもトップクラスの手厚い支援を行い、加入促進を図っている。</p>																																	

意見内容	講じた措置															
<p>者等に対する拠出掛金の助成や林業労働者に年末一時金を支給する林業事業者に対する給付金の助成等を行っているが、林業労働者共済年金掛金助成事業及び林業労働者年末一時金助成事業の加入労働者数は、前年度から減少している。</p> <p>(1) 令和元年度 林業労働者共済年金掛金助成事業の状況</p> <table border="1" data-bbox="188 443 753 510"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実績</th> <th>対前年度との比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入労働者数</td> <td>237人</td> <td>20人減</td> </tr> <tr> <td>総加入口数</td> <td>13,026口</td> <td>476口減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和元年度 林業労働者年末一時金助成事業の状況</p> <table border="1" data-bbox="188 544 753 589"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実績</th> <th>対前年度との比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成対象者数</td> <td>237人</td> <td>7人減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (1)及び(2)の加入資格を満たす林業労働者数:264人 ※2 県内林業事業者数:690人(平成27年度国勢調査(職業小分類調査結果))</p> <p>林業労働者がこれからも安心して就労していくためには、労働条件の改善を図るとともに、林業労働者共済年金等への加入も重要と考える。</p> <p>ついては、県としても、財団と共同して、事業概要や加入の必要性を周知する等、加入促進を図られたい。</p>	区 分	実績	対前年度との比較	加入労働者数	237人	20人減	総加入口数	13,026口	476口減	区 分	実績	対前年度との比較	助成対象者数	237人	7人減	<p>財団においては、共済制度及び県による支援内容を紹介するパンフレットを作成し、林業事業者等に配布し、加入促進を図っている。</p> <p>林業事業者に対して、他の類似制度に対するメリット等の周知をより徹底していくとともに、令和3年度から実施予定の中堅技能員向け研修会等において制度紹介パンフレット等を直接配布・周知する等、財団と周知の方法を見直す。</p>
区 分	実績	対前年度との比較														
加入労働者数	237人	20人減														
総加入口数	13,026口	476口減														
区 分	実績	対前年度との比較														
助成対象者数	237人	7人減														
<p>7 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団の林業労働者の確保に向けた取組状況等の成果の周知について</p> <p>農林水産部(所管課:森林・林業振興局林政企画課)</p> <p>・監査対象:公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団(出資、補助金等)</p> <p>公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団(以下「財団」という。)は、鳥取県内の林業労働者の福祉の向上と労働条件の改善を図るとともに、林業事業者の雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することを目的としている。</p> <p>そのため、林業労働者等を対象とした技術・技能の向上、労働安全衛生、労務改善等に関する研修等の事業を行っており、令和元年度は、財団を含む大会実行委員会が日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取を開催した。開催に当たっては、さまざまな広報活動を行った結果、1,500人の来場があり、多くのマスメディア(新聞、雑誌、TV等)に取り上げられ、スタイリッシュでスマートな林業の魅力を広く県民に周知した。</p> <p>一方で、林業の担い手を育成するには、日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取などのイベントの成果を一過性のものとせず、取組の実施状況、成果等について、子どもを含め広く県民へ周知し、林業に興味を持ってもらい担い手育成に繋げる必要があると考える。</p>	<p>令和元年度に開催した日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取においては、公式ホームページ(以下「HP」という。)及びFacebookの開設の他、県政だより及び県ホームページへの掲載、ポスター、チラシの作成及び配布、新聞、テレビ、ラジオ等を活用して広報活動を実施した。</p> <p>また、大会開催後においては、新聞、テレビ等において大会の特集番組が掲載、放映されるとともに、県や財団のイベント等で大会記録映像を放映し、林業の魅力を発信している。</p> <p>令和2年度においては、県及び財団実施のイベント等において記録映像を放映するとともに、大会の競技及び会場の様子の紹介パネルを作成し、県植樹祭やI J Uターナーイベント等で掲示した。</p> <p>第2回大会を令和3年11月に北栄町で開催する予定であり、大会開催の告知や大会の状況等を各種広報媒体を活用して広く一般県民に周知する。また、本県出場者にクローズアップしたドキュメンタリー映像を作成し、県及び財団の各種イベントでの放映やHPへの掲載により、「スタイリッシュ」で「スマート」な林業の魅力を発信する。</p>															

意見内容	講じた措置
<p>については、県は、林業労働者の増加に向けて、林業の担い手を育成する取組の実施状況・成果等について、財団と共同して、将来林業の担い手となり得る若年層も含め、広く周知を図りたい。</p>	
<p>8 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金が実施している事業やイベントの成果の把握及び県民への成果・効果の周知について 農林水産部（所管課：水産振興局水産課） ・監査対象：公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金（出資、補助金等）</p> <p>公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金（以下「基金」という。）は、県内の河川及び湖沼における水産資源の増殖及び水や魚に親しむ機会の提供の促進に関する事業を行い、魚の豊かな川づくりを推進し、もって本県の内水面漁業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的としている。</p> <p>そのため、県内の河川及び湖沼における水産資源の増殖促進、水や魚に親しむ機会の提供の促進、水産資源の保護培養のための普及啓発の事業を行っている。</p> <p>事業の多くを占める補助事業は、交付申請書、実績報告書等の書類を確認し、事業やイベントの実施状況を把握し、また、水産課と共同で実施している内水面漁業振興講演会では、受講者アンケートにより、事業効果等を確認している。</p> <p>しかし、基金が実施している事業やイベントの参加人数など、成果の把握が十分ではないと思われ、地域の活性化に繋がる効果についても積極的に広報していないため、県民への周知が十分とは言えない状況がある。</p> <p>については、県としても、基金が実施している事業やイベントの成果・効果等を十分に把握するとともに、基金と共同して、インターネットを活用した方法のみならず、さまざまな機会を活用し、広く県民へ周知するよう努められたい。</p>	<p>基金が実施しているふれあい事業について、水産課は基金の裁量に任せており、事業やイベントの成果・効果等を広く県民に周知することはしていなかった。</p> <p>補助事業者に対し、事業の実績報告書で成果の記載を求めため、令和3年3月に要綱を改正し、令和3年度事業の交付決定時に補助事業者に周知した。基金も積極的に事業やイベントに関わっていき、ホームページ等で成果の公表を行うこととしたが、5月末までに予定されていたイベントは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、6月上旬に実施された千代川漁協の増殖事業取材した。現在、活動状況をHPで公表するための準備をしているところだが、今後も各種イベント等に積極的に関わっていくこととしている。</p> <p>また、県も各種会議、ホームページ等で基金事業の成果についてPRすることとし、令和3年2月10日に実施した水産関係予算説明会において基金事業の説明を行った。その後は新型コロナウイルス感染症の影響により、会議等の機会がなく、更なるPRはできていないが、引き続き機会を捉えてPRしていくこととしている。また、現在、ホームページ等で基金事業の成果をPRすべく準備中である。</p>
<p>9 大山青年の家及び船上山少年自然の家の利用促進に向けた対応について 教育委員会（所管課：社会教育課） ・監査対象：公益財団法人鳥取県教育文化財団（出資・指定管理）（指定管理：大山青年の家）、TKSS・富士総合警備保障共同企業体（指定管理）（指定管理：船上山少年自然の家）</p> <p>大山青年の家及び船上山少年自然の家は、県</p>	<p>少子高齢化による児童生徒数の減少や学校の働き方改革による宿泊日数の減少に加えて、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が計画人数に満たなかった。</p> <p>施設の利用促進については、平成28年度から一部指定管理者制度の導入に当たって生涯学習機能を強化し、高齢者、家族、未就学児等を対象とした事業を企画・実施する等幅広い層の利用拡大に</p>

意見内容	講じた措置									
<p>立青少年社会教育施設として学校等による集団宿泊体験の受入れが中心となる施設であることから、従来から特に小中学生の利用が多く、利用者の年齢層が若年層に集中している。</p> <p>平成28年度から一部指定管理者制度の導入に当たり、生涯学習機能を強化することとし、高齢者、家族・未就学児対象の事業を企画・実施、広報等を実施したため、現在の利用は学校に限らず、保育所、子ども会、PTA、高齢者団体、福祉団体、企業等、その種類や年齢層に広がりを見せているところである。</p> <p>しかし、令和元年度の利用状況は、次表のとおり計画に満たない状況であった。</p> <table border="1" data-bbox="183 660 758 750"> <caption>令和元年度 施設の利用状況</caption> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大山青年の家</td> <td>32,000人</td> <td>31,102人</td> </tr> <tr> <td>船上山少年自然の家</td> <td>25,000人</td> <td>21,648人</td> </tr> </tbody> </table> <p>については、県は、施設の設置目的である青少年の健全育成を中心としながらも、幅広い年齢層やさまざまな団体にも利用される施設となるよう事業を企画・実施、広報する等、より一層施設の利用促進を図られたい。</p> <p>また、委託業務の実施に要する経費は、一定の利用人数を想定した指定管理料及び施設の管理運営に伴う指定管理者の収入（利用者の実費負担額を含む。）で賄うこととなっている。</p> <p>このため、利用者増に伴い光熱水費等が増加した場合には、指定管理者が行う管理運営の効率化・合理化に向けた努力とは無関係に収益を圧迫する可能性があり、当該管理施設の管理運営に関する協定書第6条第1項第2号イ（イ）に規定する指定管理者が行う委託業務としている「施設の利用促進」と相容れないと考えられる。</p> <p>については、県は、少なくとも利用者が増加しても指定管理者の経営努力による収益増を阻害することのない仕組みを構築するよう見直しを検討されたい。</p>	施設名	計画	実績	大山青年の家	32,000人	31,102人	船上山少年自然の家	25,000人	21,648人	<p>努めているところである。新型コロナウイルス感染症の影響により施設の利用制限(定員の1/2)を継続していることもあり当面は厳しい状況が続くと考えられるが、今後も指定管理者と協力しながら利用促進を図っていく。</p> <p>また、利用者数の増減に影響する主催事業の指導業務部門は県直営で行っており、施設使用料を県収入としていることから、仮に利用者数が大幅に増加した場合には、指定管理者の負担が増加する可能性がある。本施設は集団宿泊訓練を通じて青少年の健全な育成を図ることを目的とした青少年社会教育施設であることから、設置目的に沿った利用は無料であり、利用者増が必ずしも収入増には繋がらないが、設置目的に沿った利用を阻害しない範囲での一般利用者増による収益増の可能性について、次期指定管理者公募に向けて検討を行う。併せて、コロナ禍や災害等不可抗力の事由により利用者が減少した場合の取扱い等も慎重に検討を行う。</p>
施設名	計画	実績								
大山青年の家	32,000人	31,102人								
船上山少年自然の家	25,000人	21,648人								